

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（2021年度）

住 所 東京都立川市泉町1078番92

事業者名 多摩都市モノレール株式会社

代表者名 代表取締役社長 醍醐 勇 司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー設備の適切な維持管理 ○バリアフリーに関するマニュアルの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、設備ごとの諸基準に準じた定期的な点検を行い、バリアフリー設備の機能維持を図る。 ・既存バリアフリーマニュアルの見直しを実施し、それを基に計画的な教育・訓練を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー設備の機能維持に必要な定期点検を実施した。 ・国土交通省作成の接遇ガイドラインに沿って、マニュアルの見直しを実施した。2022年度以降はこのマニュアルに沿って、教育・訓練を実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
○無人駅における案内サービスの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・無人駅における旅客支援の体制を強化するため、案内体制の見直しや、駅業務の一部委託化を検討する。 (2019年度以降継続実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降人員を考慮し、適切な案内体制を確保出来るよう見直した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
○運行状況など情報発信の強化	・無人駅の改札付近に設置している情報発信用お客様案内モニター（デジタルサイネージ）について、有人駅への設置拡充を検討する。（2019年度以降継続実施）	・有人駅へのお客様案内モニターの設置について検討中。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
○係員の接遇レベルの向上	・新入社員に対する心のバリアフリーについての研修を実施する。（2019年度以降継続実施） ・運輸系社員（運転・駅務）による定期教育において、実車や駅構内で車椅子・アイマスク・白杖等を利用した実践的な教育を実施する。（2019年度以降継続実施）	・新入社員に対し、バリアフリーに関する総合的な研修を実施した。 ・新型コロナウイルス感染対策として、集合教育を避け、各自関連マニュアルの内容再確認を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
○お客様案内モニター等を活用した周知	・駅に設置しているお客様案内モニター等により、バリアフリー設備の適正利用に関する広報活動及び啓発活動を実施する。	・「声かけ・サポート」運動や「段差・隙間解消」の掲示等について、お客様案内モニターで周知を実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

—

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページに記載

(4) その他

特になし

II 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(2022年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
跨座式鉄道	16 64 編成 (両)	16 64 編成 (両)	16 編成	0 編成	0 編成	16 編成	0 編成
(合計)	16 64 編成 (両)	16 64 編成 (両)	16 編成	0 編成	0 編成	16 編成	0 編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第5号様式)

注1. 軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。

2. 「特急等車両」とは、軌道法施行規則第21条第2項で第2号に規定する料金を適用する車両として運用される比率が多い車両とする。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。
5. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
6. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。